

市県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書

受付第

号

受付印		② 申 請 者	住所(居所) 又 は 所 在 地	〒 (電話)						
			氏 名 又 は 名 称							
法 人 番 号										
特別徴収義務者 指 定 番 号										

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

③ 申請の日前6カ月間の各月末 の給与の支払いを受ける者の 人員及び各月の支給金額 (うち 臨時勤務者の人員を カッコ書きしてください)	月区分	支給 人員	支給額	月区分	支給 人員	支給額
	年 月	人 (人)	円 (円)	年 月	人 (人)	円 (円)
	年 月	人 (人)	円 (円)	年 月	人 (人)	円 (円)
	年 月	人 (人)	円 (円)	年 月	人 (人)	円 (円)

④ 1 現に柳井市の徴収金の滞 納があり又は最近において著 しい納付遅延の事実がある場 合において、それがやむを得 ない理由に因るものであると きはその理由の詳細 2 申請の日以前1年以内に 納期の特例についてその承認 を取り消されたことがある場 合には、その年月日							
---	--	--	--	--	--	--	--

市 町 村 記 入 欄	納 承 期 認 の 特 例 却 の 下	起案	年 月 日	決 裁 印	課 長	補 佐	主 査	主 任	担当者
		決裁	年 月 日						
		施行	年 月 日						

(注意事項)

- 1 この申請書は、特別徴収義務者が地方税法第321条の5の2に規定する特別徴収税額の納期の特例の承認を受けようとする場合に使用します。
- 2 特別徴収税額の納期の特例の制度について
 - (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与等の支払いを受ける人の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。
 - (2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、柳井市長に申請し、その承認を受けなければなりません（申請書は柳井市役所税務課に提出してください）。
 - (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に特別徴収義務者が支払った給与から徴収した特別徴収税額を、次に掲げる期間までに（次の各期間のうち、その承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までに徴収した特別徴収税額を、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに）納付することになります。

6月から11月までの徴収税額	12月10日まで
12月から翌年5月までの徴収税額	翌年6月10日まで

- (4) 納期の特例は、その承認を受けた日（その申請をした月の翌月末日までに承認又は却下の通知がない場合は、その申請をした翌月末日）以後に納期限が到来する特別徴収税額について適用されますので、その承認を受けるまでは、通常の納期どおりその給与等を支払った日の属する月の翌月10日までに特別徴収税額を納付しなければなりません。
- (5) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与等の支払いを受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく柳井市長へ届け出なければなりません。

(申請書の書き方)

- 1 「①」欄には、この申請書を提出する年月日を記入してください。
- 2 「②」欄には、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、法人番号、特別徴収義務者指定番号を記入してください。
ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地、名称、特別徴収義務者指定番号を記入してください。
- 3 「③」欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員と、各月の給与の金額とを記入してください。この場合において、臨時の勤務者があるときは、その人数を「人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ内書してください。
- 4 「④」欄には、該当する場合にかぎり、必要事項を記入してください。